

リニアやまなしビジョン（仮称）検討会議設置要綱

（設置）

第1条 リニア中央新幹線の開業を契機に県内経済の活性化を図るため、民間資本の誘致やリニア駅周辺の整備に向けた基本的な指針となる「リニアやまなしビジョン（仮称）」（以下「ビジョン」という。）を検討する機関として、リニアやまなしビジョン（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討会議では、次に掲げる事項について検討する。

- （1） 民間企業や研究機関等の誘致に関する事項
- （2） リニア駅周辺の整備に関する事項
- （3） その他必要な事項

（構成）

第3条 検討会議は、議長及び委員15人以内をもって構成する。

（議長）

第4条 議長は、知事をもって充て、議長が会議を進行する。

（委員）

第5条 委員は、優れた見識を有する者の中から、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、ビジョン策定完了までとする。

（会議）

第6条 検討会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第7条 検討会議には、第2条の事項のより詳細な検討を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

（会議の公開）

第8条 検討会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）第8条第1項各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を討議する場合
- （2） 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を討議する場合

2 前項ただし書各号に掲げる場合に該当するものとして検討会議に出席した委員から非

公開とする旨の意見があった場合は、議長は委員の意見を聴取のうえ、会議を非公開とすることができる。

3 会議の途中においても、前項の規定の例により、検討会議を非公開とすることができるものとする。

(庶務)

第9条 会議に関する庶務については、山梨県リニア交通局リニア推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月26日から施行する。
- 2 この要綱は、ビジョン策定完了をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和元年10月28日から施行する。